号

宅 地 造成等規制法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内 閣 は、 宅 地造 成等 規 制 法等 \mathcal{O} 部 を改正 立する法語 律 平 成十八年法律第三十号) 0 施 行 に 伴 V. 及び関係

法 律 \mathcal{O} 規定 に 基づ き、 この 政令 を 制 定する。

宅 地造 成等規制法施 紀行令の 部改正)

第 条 宅地造成等規 制法施行令 (昭和三十七年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

目 次中 「第十六条」 を 「第十五条」 に、 「第十七条-第十九条」 を 「第十六条 - 第十八条」に、 第四

第四 章 造 成宅 地 防 災区 域 \mathcal{O} 指定 0 基準 (第十 九 条

第五 章

雑 則 (第二十条 第二十四 条

に改め

る。

章

雑則

(第二十条-第二十四条)

を

第 条第二項中 が けし を「崖」」に、 「こえる」を「超える」に、 が け面」 を 崖 面 に改 め、

同 [条第三] 項 中 「が け 面 を 崖 画 に、 「が け \bigcirc を 「崖 \mathcal{O} に改め、 同 条第 四 項中 がが け が を 崖が

に、 「が け 画 を 「崖面」 に、 がが け は を 「崖は」 に改め、 同条第一 五 項中 勾き 配 を 勾勾 配 に改 8

第三条中「の各号」を削り、 同条第一号から第三号までの規定中「こえる」を「超える」に、 「がけ」

を 「崖」に改 め、 同 条第四号中 「前各号の一に」 を 「前三号のいずれにも」に、 「こえる」 を 「超える」

に改める。

第四条から第六条までを次のように改める。

(擁壁、排水施設その他の施設)

第四条 法第九条第一 項 (法第十二条第三項において準用する場合を含む。 以下同じ。) の政令で定める

施設 は、 擁 壁、 排 水 施設及び 地 滑 り 抑 止 ぐい 並びにグラウンドアンカーその 他 の土留とする。

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第五条 法第九条第一 項の政令で定める技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、 次の

とおりとする。

切土又は盛 土 (第三条第四号の 切 土又は盛土を除く。)をする場合においては、 崖 の上 端 に続 く地

盤 面 に は、 特 別 0 事 情 説がない 限 り、 その崖 0 反対方向に雨水その 他 の地 表水が流れるように勾配 を付

すること。

切土をする場合において、 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、 その地盤に滑

り が 生じないように、 地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカー その 他 の土留 (以下「地滑 り抑 止ぐい

等」 という。) 0) 設置、 土の 置換えその 他 の措置を講ずること。

盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水の浸透による緩み、

沈下又

は崩壊が生じないように締固めその他の措置を講ずること。

著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、

盛士をする前の地盤と盛士とが接す

兀

三

る面 が 滑り面とならないように段切りその他 の措置を講ずること。

擁 壁 の設置に関する技術 的基準)

第六条 法第九条第一項の政令で定める技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次のとおりとする。

切土又は盛土 (第三条第四号の切土又は盛土を除く。) をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げ

る崖 面 以 が外のか ŧ のには擁壁を設置し、 これらの崖面を覆うこと。

イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質が別表第一上欄に掲げるもの

に該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面

- (1) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの
- (2) その土質に応じ 勾 配 が 別 表第 中 欄 \mathcal{O} 角 度を超え、 同 表 下欄 \mathcal{O} 角度以下の もの (その上端 から

方に 垂 直 距 離 五. メ] 1 ル 以内 \mathcal{O} 部 分に 限 る。

設置が必要でないことが確かめられた崖面

口

土質試

験その

他の調

査又は試験に基づき地盤

の安定計算をし

た結果崖の安定を保つために擁壁の

前号の 擁 産は、 鉄 筋 コンクリー 1 造、 無筋 コ ンクリート造又は間知 石練積み造その他 の練積み造の

ものとすること。

2 前 項 第一 号イ(1)に該当する崖 \mathcal{O} 部 分により 上下に分離された崖 \mathcal{O} 部 分が ある場合に おける同 号イ (2) \mathcal{O}

規定の適用については、 同号イ(1)に該当する崖の部分は存在せず、 その上下の崖の部分は連 続 して いる

ものとみなす。

第七 条第一項中 「第五 条 の規 定 によ り設置する」 を 前 条 の規定による」に、 「各号に」を 「各号のい

ず れにも」 に改め、 同 項第三号中 「すべらない」を 「滑らない」 に改め、 同条第二項中 「の各号」 を削 り

同項第三号中「すべり出す」 を「滑り出す」に改め、 同条第三項中「の各号」 を削る。

第八条中 「第 五 条の 規定により設置する間 知 石 練積み造」 を 「第六条の 規定に よる間 知 石練積み造」 に

改 め、 0) 各号」 を削 り、 同 · 条 第 号中 勾う 配 を 「勾 配 に、 「い う。 以下」 を 「い う。 に、 が け

を 崖 に 改 め、 同 条 第二 号 中 砂 利 まじ り 砂 を 砂 利 混 ľ り 砂 に 改 め、 同 条第三号中 「が け を

崖 に改め、 同 条第四号中 「根入れ深さ」 を 根 入れ の深さ」に、 「すべり」 を 滑 ŋ に 改 んめる。

第九 条 の見出 しを (設置 しなければならない擁壁につ ۲, ての建築基準法施行令の準 甪 に改め、 同

条中 「第五 条の 規定により設置 しする」 を 「第六条 \mathcal{O} 規定による」 に改める。

第十 条 中 第 五. 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 設置 す Ś を 第六 条 \mathcal{O} 規 定に ょ る に、 「よく」 を 「良く」 耐耐

その他の資材を用いて」に改める。

水

材

料

を

耐

水

性

 \mathcal{O}

材

料

に、

擁

壁

 \mathcal{O}

裏

面

で

を

っか

つ、

擁

壁

 \mathcal{O}

裏面

 \bigcirc

に、

砂

利等

(T)

を

砂

利

第十 条の 見出 し中 擁 壁 の 下 に 「についての建築基準法施 行令の 準用」 を加 え、 同条中 「第八条第

項」 を 「第八条第一 項本文又は 第十二条第 項 に、 「場合の」 を 「宅 地 造 成 次に関う す るエ 事 に ょ り 設 置

す Ź に改 め、 第 五. 条 0 規 定により設置する擁壁以外 (I) を削 り、 t Ď の 下 に (第六: 条 \mathcal{O} 規定

によるものを除く。)」を、 「第七章の八の」の下に「規定の」を加え、 「関する」を「係る」に改める。

第十二条を次のように改める。

(崖面について講ずる措置に関する技術的基準)

第十二条 法第 九条第 項の 政令で定める技術的 基準 のうち崖 面 について講ずる措置に関するものは、 切

侵食から保護されるように、 石張り、 土又は盛土をした土地の部分に生ずることとなる崖面

芝張り、

モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。

(擁壁で覆われた崖面を除く。)

が風化その他

 \mathcal{O}

第十三条の前の見出しを削り、 同条を次のように改める。

排 水施 設 \mathcal{O} 設置に 関する技術的 基準)

第十三条 法第 九条第 項の 政 令で定める技術的 基準のうち排水施設の設置に関するものは、 切土又は盛

土をする場合においては、 雨水その他の地表水を排除することができるように、 必要に応じ、 排水施設

で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

堅固でご 耐久性を有する構造の ものであること。

陶器、 コンクリート、 れんがその他の耐水性の材料で造られ、 かつ、 漏水を最少限度のものとする

措置が講ぜられているものであること。ただし、雨水を排除すべきものについては、 多孔管その他雨

水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

三 その管渠の勾配及び断 面 **遺積が、** その排除すべき雨水その他 の地表水を支障なく流下させることがで

きるものであること。

兀 その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、 ます又はマンホールが設けられているものである

ر ح ا

イ 管渠の始まる箇所

口 排 水 0 流 路 の方向又は勾配が著しく変化する箇所 (管渠の清掃上支障がない箇所を除く。)

ノヽ 管渠の 内 径 ピスは内法! 幅の百二十倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な

箇所

五. ます又はマンホールに、 ふたが設けられているものであること。

六 ますの底に、 深さが十五センチメートル以上の泥溜 めが設けられているものであること。

第十四条を削る。

のに ついては、 第十五条中「第六条から」を「第六条第一項第二号及び第七条から」に、 つい て は、 同条本文に規定する擁壁 練積 分造 の擁壁) とみなす」を「については、 (国土交通大臣が練積み造の擁壁と同等以上の効力があると認めるも これらの規定は適 「は、 用 第六条の規定の適用に しな Γ, に改め、 同条

第十六条第一項中 「第五条」を「第六条」に改め、 同条第二項中「がけくずれ」を「崖崩れ」 附

を第十四

加する」 を「付加する」に改め、 同条を第十五条とする。

同じ。)」を加え、 第十七名 条中 「第九条第二項」 「の各号」 を削 の 下 に り、 「(法第十二条第三項において準用する場合を含む。 同条第一号及び第二号中「こえる」を「超える」に改め、 次条において 第三章

中同条を第十六条とする。

第十八条第五号中「前各号」の下に「に規定する者」を加え、 同条を第十七条とする。

め、 第十九条中 排 水施 設 「第十四条第二項」を の 下 に 「又は 地滑 り抑 「第十五条第二項」に、「こえる擁壁又は」を「超える擁壁、」 止ぐい等」 を加え、 同条を第十八条とする。 に改

第二十条中 「第七条第三項」 の 下 に 「(法第二十条第三項にお いて準用する場合を含む。 を加える。

第二十一条中「第十三条第五項」を「第十四条第五項」に、 「第十六条第三項」を「第十七条第三項及

び第二十二条第三項」に改める。

第二十二条中「第十八条」を 「第十九条」に改め、 「の各号」を削り、 同条第一号中 がが け を 「崖」

に、 勾う 配 を 勾 配 に改め、 同条第二号中 「及び排水施設」 を 排水施設及び地滑り抑 止ぐい等」

に改める。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 造成宅地防災区域の指定の基準

第十九 条 法第二十条第一項 \mathcal{O} 政令で定め る基準 準 は、 次の各号のいずれかに該当する一 寸 の造成宅地 $\widehat{\mathcal{L}}$

れ に 附 帯する道路その他 0 土地を含み、 宅地造成工事 規制区域内の土地を除く。 以下この条において同

じ。)の区域であることとする。

次のいずれかに該当する一団の造成宅地の区域 (盛土をした土地の区域に限る。 次項第三号におい

て同じ。)であつて、 安定計算によつて、 地震力及びその盛 土 $\overline{\mathcal{O}}$ 自 重 による当該盛土の滑 り出す力が

その滑り 面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力を上回ることが確かめられたもの

1 盛土をした土地の面積が三千平方メートル以上であり、かつ、盛土をしたことにより、 当該盛土

をした土地 の地下水位が盛土をする前 の 地 盤面 の高さを超え、 盛土の内部に浸入しているもの

口 盛土をする前 \mathcal{O} 地 盤 面 が 水平面に対 し二十度以上の角度をなし、 か つ、 盛土の 高さが 五. メー トル

以上であるもの

切土又は盛土をした後の地盤 の滑動、 宅地造成に関する工事により設置された擁壁の沈下、 切土又

は盛土をした土地の部分に生じた崖の崩落その他これらに類する事象が生じている一団の造成宅地 0

区域

2

前 項 第 号の計算に必要な数値は、 次に定めるところによらなけ ればならない。

地 震 力に つい ては、 当 該 盛土 の自 重 に、 水平震度として〇・二五に建築基準法施行令第八十八条第

一項に規定する2の数値を乗じて得た数値を乗じて得た数値

自 重については、 実況に応じて計算された数値。 ただし、 盛土の土質に応じ別表第二の単位体積重

量を用いて計算された数値を用いることができる。

 \equiv 盛 土 $\overline{\mathcal{O}}$ 滑り 面 に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗 力については、 イ又は口に掲げる一 寸 の造成宅

地 の区域の区分に応じ、当該イ又は口に定める滑り面に対する抵抗力であつて、実況に応じて計算さ

れた数値。 ただし、 盛土の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることがで

きる。

1 前 項第 号イに該当する一団の造成宅 地 の区域 その盛土の形状及び土質から想定される滑 り面

であつて、複数の円弧又は直線によつて構成されるもの

前項第一号ロに該当する一団の造成宅地の区域

その盛土の形状及び土質から想定される滑り面

であつて、単一の円弧によつて構成されるもの

口

別表第 中 「第五条」 を 「第六条」に、 勾う 配 を 勾 配 に改める。

別 表第二及び 別 表第三中 「第七条」 の 下 に 第十 -九条」 を加え る。

別 表第四中 勾う 配」を「勾 配」に改め、 同表第一種の項中「岩屑」を「岩屑」に、 「砂利まじり砂」を

砂利混じり砂」に改める。

(都市計画法施行令の一部改正)

第二条 都 市 計 画法: 施 行 令 (昭 和 四十四年政令第百五十八号) の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「すでに」を「既に」に改め、 同項第三号中 「がけ」を「崖」 に改める。

第二十八条第一号中 開 発区域内 \mathcal{O} 地 盤 が 軟 弱 である場合には、 _ を削 り、 同 条第二号中 「が け を

崖。に、 「付され て 「 場 V 一合に る に は 改 を め、 「場合に 同 条第三号中 お 1 7 は 「すべり に、 やす 地地 \ _ _ 盤 面 を は 滑 を りやす 地地 盤 ĺ` 面 に に、 は に、 「すべ 「とら りが」 れ を て 滑 る りが を

号中 「ゆるみ」 くい · 打ち」 を「緩み」 を 「地滑 に改 り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の め、 同条第五号中「すべ り面」を 「滑り面」 に改め、 設置」 同条第六号中 に改め、 同 条第 が け 兀

画 を 上が 面 に、 「モ ル タル 吹付 け を 「モ ル タル の吹付け」 に改める。

第二十 九 条の二第 項 第一 号 中 「第二十 -八条 の二から第二十九条まで」 を 「前三条」 に改め、 同 項 第八

号中「がけ崩れ」を「崖崩れ」に改める。

第三十六条第一項中「各号に」を 「各号のいずれにも」に改め、 同項第一号口 中 地盤 の軟 弱な土 地

が け崩 れ 又は 出 水 のおそれが多い 土地その 他これらに類する土地で あるときは」 を 「地盤 の沈 下、 崖が 崩 れ

出 水そ \mathcal{O} 他 に よる災害を防止するため、 当該土地について」に、 $\overline{\mathcal{O}}$ 設置等」 を 「又は排 水施設 の設置

その他」に改める。

(建築基準法施行令の一部改正)

第三条 建築基準法施行令 (昭和二十五年政令第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第九号中 「第八条第 項 の 下 に 「及び第十二条第一 項 を加える。

(建設業法施行令の一部改正)

第四条 建設業法施行令 (昭和三十一年政令第二百七十三号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二号中 「第十三条第二項」を「第十四条第二項」に、 「第二十三条」を「第二十七条」に

改める。

第七条の三第二号中 「第九条」の下に 「(同法第十二条第三項において準用する場合を含む。 を加

え、「第十三条第二項」を「第十四条第二項」に改める。

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

第五条 宅地建物取引業法施行令 (昭和三十九年政令第三百八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条 \mathcal{O} 五第 号中 \neg (昭 和四十三年法律第百号)」 の下に「第三十五条の二第一項本文、」を加え、

同条第十六号中 「第八条第一項」 を 「第八条第一項本文及び第十二条第一項」 に改める。

第三条第一項第一号中「第二十九条第一項及び第二項」の下に「、第三十五条の二第一項」を加え、 同

項第十七号中 「第八条第一項」 の 下 に 「及び第十二条第一項」を加える。

(地方住宅供給公社法施行令等の一部改正)

第六条 次に 掲げる政 令 \mathcal{O} 規定中 「第十一条」 の下に 「(同法第十二条第三項において準用する場合を含む

。)」を加える。

地方住宅供給公社法施行令 (昭和四十年政令第百九十八号) 第二条第一項第六号

公有 地 \mathcal{O} 拡 大の推進に関する法律 -施行令 (昭 和四十七年政令第二百八十四号) 第九条第一項第三号

三 日 本 郵 政 公社 法 施 行 令 平 ·成十四 年政令第三百八十四号)第三十一条第一 項 第 + 九 묽

兀 玉 $\frac{1}{2}$ 大学 法 人法 施 行令 (平成十 五 年政令第四 百七十八号)第二十二条第一項第二十 匹 号

五. 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令 (平成十五年政令第四百七十九号) 第二条第一項第十号

六 独立行政法人都市 再生機 構法施行令 (平成十六年政令第百六十号) 第三十四条第一項第七号

(沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部改正

第七 条 沖 縄 振 興開 発 金 融 公庫 法施行。 令 (昭和四十七年政令第百八十六号) *(*) 部を次のように改正する。

第一条の二第一項第七号中「第十五条第二項若しくは第十六条第一項若しくは第二項」を「第十六条第

二項、 第十七 条第一項若しくは第二項、第二十一条第二項若しくは第二十二条第一項若しくは第二項」に

改める。

ゴ ル フ 場等に係る会員契約 の適正化に関する法律施行令 の一部改 Ē

第八条 ゴ ルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令 (平成五年政令第十九号) の一部を次のよ

うに改正する。

第四条第五号中 「第八条第一 項」 を 「第八条第一項本文」 に改める。

(不動産特定共同事業法施行令の一部改正)

第九条 不 動 産 特定共同 事 業法 施行令 (平成六年政令第四百十三号) の一部を次のように改正する。

第六条第一号中 _ (昭和四十三年法律第百号)」の下に「第三十五条の二第一項本文、」を加え、 同条

第二十号中 「第八条第一 項」を 「第八条第一項本文及び第十二条第一項」に改める。

附則

(施行期日)

する。

(宅地造成等規制法施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 この 政 令 \dot{O} 施 行 前に 第一 条 \mathcal{O} 規定による改 正 前 の宅地 造成等規制法施 行令 (以下この 項にお いて 「旧令

という。)第十五条の規定により国土交通大臣が旧令第六条から第十条までの規定による擁壁と同 等以

上 の効力があると認めた擁壁は、 第一条の規定による改正後の宅地造成等規制法施行令 (以 下 「新令」と

, \ · う。) 第十四条の規定により国土交通大臣が新令第六条第一項第二号及び第七条から第十条までの規定

による擁壁と同等以上の効力があると認めた擁壁とみなす。

3 この 政 令 . (7) 施 行の 日 カゝ 。 ら 十 匹 日以内 に 新令第十八条に規定する地 沿滑り抑・ 上ぐい 等の全部 又は 部 の除 却

 \mathcal{O} 工 事 を行おうとする者に関する宅地造成等規制 法 (昭和三十六年法律第百九十一号)第十五条第二項の

規定の適用については、 同項中 「その工事に着手する日の十四日前までに」とあるのは、 「あらかじめ」

とする。

理由

政令の規定を整備する必要があるからである。

宅地造成等規制法等の一部を改正する法律の施行に伴い、

造成宅地防災区域の指定の基準を定める等関係